

相生市議会だより

第144号

令和4年2月1日

発行：相生市議会〈相生市旭一丁目1番3号 ☎ 23-7122〉

編集：議会報編集委員会



文化祭 全員合唱（矢野川中学校）

十二月議会から

十二月定例会は十一月三十日から十二月十六日までの十七日間にわたって開催されました。

今期定例会では、報告二件、事件案件二件、条例改正五件、補正予算五件、人事案件四件を審議し、すべての案件は、可決、同意等されました。その主なものは八ページにまとめました。

また、九月議会で決算審査特別委員会に付託されておりました令和二年度各会計決算はすべて認定されました。

一般質問は、五名の議員が行い、市当局の現状方針等考え方をただしました。その概要については、二〜五ページにまとめました。

(十二月議会)
一般質問

- ①マイナンバー(社会保障・税番号制度)について
- ②健康増進について

もりした たくはる
森 下 高明

問 マイナンバーカードを持つことのメリットをお伺いします。

答 本人確認書類や、健康保険証としての利用、マイナポータルサイトによる自分の情報の確認や電子申請手続きへの活用ができます。

また、相生市では、コンビニでの戸籍の全部または一部の事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、所得課税証明書の交付サービスや図書館貸出カードとしての利用を行っているっており、利便性の向上を図っています。

問 マイナンバーカード取得の課題をお伺いします。

答 申請時の交付手続きが複雑ということ



マイナンバーカード出張申請受付

人情報に関する履歴の確認、行政サービスの検索やオンライン申請のできる「ぴったりサービス」の利用等があります。

また、相生市では、子育て関係手続きの案内の掲載とマイナンバーカードを活用した署名付き電子申請を活用し、「児童手当等の現況届」「児童手当等の額の改定の請求及び届出」の二種類の電子申請の受付が可能となっております。

問 健康ポイント制度の目的をお伺いします。

答 健康ポイント制度は、二十歳以上の市民が健康づくりに取組むことでポイントため、特典を受けられる制度で、健康づくりへの動機づけと運動習慣等の定着を促し、市民の健康増進の向上を図ることを目的に平成二十七年より実施しています。

問 健康ポイント制度の現状と課題をお伺いします。

答 本事業の達成者は六十歳代から八十歳代の方が多くを占めていますが、一十歳代から

五十歳代の若い世代が少ない状況にあり、この点が課題です。

ポイントカードは広報紙に折り込むほか、市の施設や医療機関、小売店、相生商工会議所などにもご協力をいただき設置しています。

若い世代にも関心を持ってもらうため、ホームページ、インスタグラム子育てアプリなどの活用や、さらなる事業の周知、特典の工夫などに努めていきます。

問 いきいき百歳体操について、今後の取り組み方針をお伺いします。

答 地域のコミュニティの一つとして、フレイル予防講座の実施、通いの場の立ち上げ、運営補助等による支援を行っていきます。

また、生活支援コーディネーター、在宅介護支援センター、地域包括支援センター等関係機関と連携して、各グループと継続的に関わりを持って、それぞれ必要とする支援を行っていきたいと考えています。

海の環境について

みやくさ まき
宮 真木

問 プラスチックごみが波などで砕かれたマイクロプラスチックは海洋を汚染し、海の環境維持を損ない、生態系にも影響を与えています。相生湾に繋がり閉鎖性海域に近い瀬戸内海のプラスチック浮遊ごみの処理が急がれています。プラスチックごみやマイクロプラスチック等の生態系への影響をお示しくだけいます。

答 プラスチック等のごみが堆積する相生湾の沿岸部や浅瀬は、小さな生物が生まれ育つ場所であり、それらの生き物は海の生態系の底辺を支え、プラスチックごみの生態系への影響が懸念されます。

現在、漁協等からは、海ごみの影響で相生湾の生態系が大きく変わったという報告は受けていませんが、将来的にはマイクロプラスチック等により何らかの影響が出るこ



相生湾沿岸に漂着したごみ

問 プラスチックごみ 発生メカニズムに 対する効果的な対策があればお示しください。

とが懸念されるため、今後専門機関や海で活動する市民団体等の協力を得ながら、生態系の変化を観察していきます。

答 市ではプラスチックごみの完全回収に努めていますが、レジ袋やペットボトルなどの軽いごみは、風等でごみ集積場から飛散し道に飛び、水路を伝って川や海に出て行くものと考えられ、そのような場所においては、ネットをかける等の飛散防止対策を市や自治会が行い、改めて状況を確認し対応を図っていきます。

また、海や河川へごみが不法投棄されないよう、市民への啓発広報を行います。

問 海と河川では県との所掌の区別があると思いますが、それぞれの所掌範囲でできる事をお示しください。

答 海の清掃は、海岸環境美化事業として

県から市が受託し、相生湾内延べ延長約六kmのごみ・流木等の回収を行い、また、市民ボランティア及び企業の協力のもと、毎年七月にリフレッシュ瀬戸内として相生湾一帯の清掃活動を実施しており、令和元年度実績は、延べ五百十九人の参加で可燃ごみ約六トン、不燃

ごみ約一トン、合計約七トンを回収し、生活環境の保全を図っています。

市内九つの二級河川の清掃は、河川環境美化事業として、県から市が受託し、延べ約三十三kmの除草・清掃を実施しています。

また、地元自治会も河川愛護事業として、除草・清掃を実施していただき、令和二年度実績として、十七自治会で約千人の参加で、延べ延長約十九kmの河川清掃等を行っていただいています。

問 海へ流出するごみの出口となる河川での流出防止策があればお示しください。

答 都市部においては浮遊ごみを滞留させるネットを設置し、ごみを回収する事例もありますが、本市の河川は、河川勾配が急であり、河口付近の干満差も大きく、また、河口付近は県管理河川でありハード面におけるゴミ流出防止策は困難であると考えます。

県河川のごみ問題については、管理者と対応策を協議していきます。

- ①地域防災計画(案)について
- ②ヤングケアラーについて

うしろだ まさのぶ
後田 正信

問 平成二十九年六月十九日に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保の計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されました。

今回の地域防災計画改訂(案)での相生市における対象施設はどの程度あるのか、また、計画に基づく避難訓練の実施状況はどうなっているのかお伺いします。

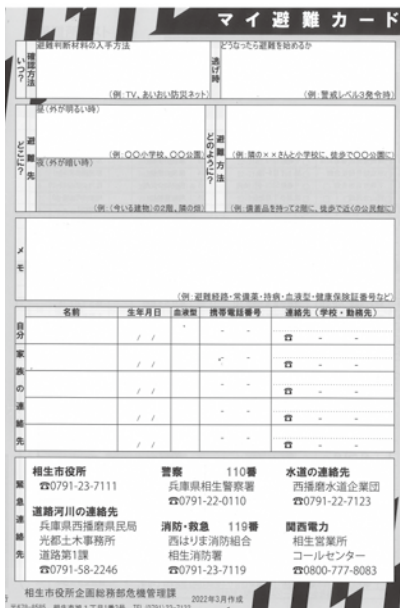
答 今回の改訂では、浸水想定区域内・土

砂災害警戒区域の要配慮者利用施設を定める予定であり、六十施設が該当すると考えています。

今後、対象施設への周知、計画策定、訓練実施の推進を行っていきます。また、既に計画策定を行った施設は三施設あり、今年、訓練を行った施設は一施設となっています。

問 災害時に、避難行動に移る逃げ時や避難先、避難経路などを記載したものがマイ避難カードですが、このカードを今後どのように作成、普及促進していくのかお伺いします。

答 今年度改訂予定の相生市ハザードマップの裏表紙に、マイ避難カードを掲載する予定ですが、作成予定のハザード



マイ避難カード (案)

ドマップが冊子型となっているため、さらにマイ避難カードが活用されるようマグネットシート型も作成することができな
いか等、普及方策について考えているところ
です。

問 一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている十八歳未満の子供をヤングケアラーと定義されます。
ケアの内容は、高齢者の介護に限らず、病気や障害のある家族の介助、精神的な問題を抱えた家族の世話、日本語が第一言語でない親の通訳など多様なケースがあります。

国は、インターネットでアンケートを実施し、およそ一万三千人から回答を得た「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」を公表しました。アンケートでは、世話をしている家族がいると回答した中学二年生は五・七%、約十七人に一人、全日制高校二年生では四・一%、二十四人に一人との結果となりました。

本人がヤングケアラーであるという自覚がない方も多く、子供らしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々一人で耐えている状況が見受けられます。コロナ禍で、家族の世話をしなければならぬ子供たちの環境はより一層深刻化していま
す。

相生市におけるヤングケアラーの支援体制や対応事例はどうなっているのかお伺いします。

答 令和三年度に県が行った実態調査の中間報告では県下で二百五十四件の事例が認められています。
相生市においては、要保護児童対策地域協議会、障害者基幹相談支援センター等が保育所や幼中、民生委員、児童委員、警察、児童相談所、介護施設等の関係機関と情報共有等を行い、様々な家庭を支援しています。現時点では把握している世帯はありません。

問 ヤングケアラーを早期に把握するため
の対策をお伺いします。
答 家庭内の介護状況等、大変デリケートな問題であり、本人にも自覚がないなど、表面化しにくい構造となっております。そのため、介護、障害、子どもといった福祉や医療、教育など様々な分野における関係者のヤングケアラーへの理解を深め、気軽に相談できる環境づくりや情報の共有等、緊密な連携のもと、アウトリーチにより、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に見出し、支援を検討していきたいと考えています。

な問題であり、本人にも自覚がないなど、表面化しにくい構造となっております。そのため、介護、障害、子どもといった福祉や医療、教育など様々な分野における関係者のヤングケアラーへの理解を深め、気軽に相談できる環境づくりや情報の共有等、緊密な連携のもと、アウトリーチにより、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に見出し、支援を検討していきたいと考えています。

- ①相生市内の自転車保険加入状況について
- ②消防団の活動について

たなか ひでき
田中 秀樹

問 兵庫県条例で自転車の利用者に対して損害賠償保険への加入義務が施行され六年が経過し、県内の保険加入率が前年比一・四%増の七十一・二%となったと報道されています。

相生市の自転車損害賠償保険の加入率をお伺いします。
答 相生市の自転車損害賠償保険加入の

相生市の自転車損害賠償保険加入の

統計数値はありませんが、西播磨地域の直近五年の数値は、平成二十九年
度目標値六十五%に対し、五十四・三%、平成三十年
度目標値七十%に対し六十・九%、令和元
年度目標値七十五%に対し五十七・〇%、令和二
年度目標値八十%に対し六十六・三%、令和三年
度目標値八十五%に対し六十九・三%となつて
います。

問 自転車損害賠償保険加入の現状の問題点についてお伺い
します。

答 県条例には罰則規定がなく、加えて自転車は便利で気軽に運転できることから、安全運転に対する意識が希薄になることが問題であると
考えます。

問 事業者、学校等との連携はどうなっているのかお伺い
します。

答 安全運転啓発事業として、相生警察署・相生交通安全協会・相生
輪業組合と連携し、中学校で自転車点検を実施し併せて自転車損害賠償保険加入の啓発を行って
います。

また、中学校での取組みとして自転車通学をする生徒には入学時に自転車損害賠償保険加入に関する案内をしています。

問 自動車免許返納者が多くなると思われますが高齢者等、市民に対する今後の対応についてお伺い
します。

答 交通安全対策については、年に二回全国交通安全運動の実施に際し、自治会・高年クラブ・商工会議所・市内事



自転車教室

業所・警察署等で構成する交通安全運動企画会議を開催し、交通安全教室、街頭キャンペーンなどの実施を行っています。そこで改めて小・中学校や福祉施設等で実施している交通安全教室や自転車教室、街頭キャンペーン等でパンフレットを配布する等、自転車保険について引き続き啓発を実施していきます。

問 消防については、平成二十五年に広域消防が発足していますが、相生市消防の活動について活動の現状をお伺いします。

答 相生市消防団では、依頼に基づき年二回の火災予防運動と併せて火災予防広報活動を行っています。相生市消防の各消防団が管轄している区域を消防団車両で拡声放送や警鐘を鳴らしながら巡回しています。

また、市内各自治会が行う自主防災訓練に消防団が参加し、消火器取扱いや水バケツリレー等を行い初期消火方法を指導しています。その他、消防団の活動としては火災

発生時の消火活動・行方不明者の捜索活動・台風時等の水防活動があります。

問 今後の広報活動として市民にPR等考えがあればお示し下さい。

答 今後の対応についても春・秋年二回の火災予防運動及び年末警戒時の火災予防活動を行うと共に、消防団車庫へのポスター掲示、自主防災訓練での初期消火の指導等火災予防意識の普及及び啓発を行っています。

問 相生市では二〇二一年、人口減少対策を喫緊の課題とし、子育て応援都市宣言を行い、各種子育て・教育支援、定住促進策を行ってきまされた。これらの施策は、「十一の鍵」として実施され、十年を経過しました。その効果と今後の取組みについてお伺いします。

① 子育て・教育支援、定住促進策のその取組について
② 相生市民病院の運営について
いわさき おさむ 若崎 修

す。

答 子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整える事ができていると考えています。教育効果としては、子育て支援が市民の支えにより実施されていると伝えることで感謝の気持ちが育まれ、経済的な不安から解放された生活を送ること、情緒面の安定につながっていると考えています。

人口動態に関しては、社会増減に改善がみられ、出生数も概ね二百人前後を維持し、平成十五年から十九年の合計特殊出生率が一・三二、平成二十五年から二十九年が一・六六で、県下で一番の上昇幅である〇・三四の上昇幅となっております。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口より上振れし、市の人口ビジョンに近づいており、特に十五歳未満の年少人口の割合は、県下で唯一上昇するなど一定の成果が出ているものと考えています。

中で、子育て・教育支援、定住促進策を引き続き実施します。また、より効果的、効率的なものになるよう検証を行い、地域創生と行財政健全化のバランスを取りながら、日本一の子育て応援都市を目指し、子育て・教育支援、定住促進策を進めていきます。

問 相生市民病院は、地域包括ケア病床への転換により、二〇二〇年度、病院経営は大幅に改善されたところですが、地域包括ケア病床導入の効果と課題について、今年度の状況を含めお伺いします。

答 入院日数の増加による患者の増及び単価の増により増収となり、令和二年度は入院収益が五千六百万円増加し、黒字に転じました。入院日数の増加は、患者その家族にとっても安心して医療が受けられることに、また、リハビリなど新たな医療サービスの提供に繋がったと考えています。

今後の課題は、今年度に入り入院患者が減少し、収益が減少している

ため、入院患者の確保が重点課題であると認識しており、他の医療機関、介護施設やケアマネージャーと情報を共有し患者確保に取組みたいと考えています。

問 公的病院として地域医療に果たすべき役割と今後の取組みについてお伺いします。

答 役割は、市民の方が安心と信頼の中で必要なときに適切に医療が受けられる体制を確保しておくことであり、地域包括ケアシステム構築の中で、在宅支援に重点を置いた取組みが重要と考えます。

無料送迎サービスで安心して受診できる体制を整え、地域包括ケア病床を適切に運用し、安心して在宅に帰れるよう支援を行い、訪問診療、訪問看護も引き続き実施し、医師確保により、更に充実した医療を提供していきたいと考えています。



令和3年第5回（12月）定例会の議決結果議員別の賛否

【賛成 ○ 反対 ×】

議案等 番号	議案等の名称	議決 結果	田中	森下	中野	宮艸	土井	田中	前川	後田	渡邊	岩崎	楠田	三浦	大川	角石
			政幸	高明	有彦	真木	本子	秀樹	郁典	正信	慎治	修	道雄	隆利	孝之	茂美
認定第1号	令和2年度相生市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	
認定第2号	令和2年度相生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	
認定第3号	令和2年度相生市看護専門学校特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
認定第4号	令和2年度相生市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	
認定第5号	令和2年度相生市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	
認定第6号	令和2年度相生市病院事業会計決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
認定第7号	令和2年度相生市下水道事業会計決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
報告第14号	令和3年度相生市一般会計補正予算について処分の件報告	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
報告第15号	令和3年度相生市一般会計補正予算について処分の件報告	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第40号	令和3年度相生市一般会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	
議第41号	令和3年度相生市看護専門学校特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第42号	令和3年度相生市下水道事業会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第46号	令和3年度相生市一般会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第33号	相生市立保育所の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第34号	相生市立羅漢の里及び相生市立ふるさと交流館の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第35号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第36号	相生市税条例等の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第37号	相生市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第38号	相生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	
議第39号	相生市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	
議第47号	令和3年度相生市一般会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第43号	公平委員会の委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第44号	教育委員会の委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第45号	監査委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
諮問第2号	人権擁護委員の推せんについて	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

議長のため、表決には加わりません。

【議員名は議席順です】

委員会の審査から

民生建設常任委員会
(十一月二十五日 開催)

「(仮称)地域エネルギーセンターについて」

問 ごみ焼却施設が移転することにより、現リサイクルセンター等への搬入台数はおよそ何台くらいを見込んでいるのか。

答 およそ五十台程度を想定している。

問 地域への周辺環境整備については、民間企業体が行う予定であるのか。

答 民間企業体に対応するものと考えているが、市の役割としては、地元住民を含む協議会等を立ち上げ、地元の要望を集約することで、連携・協力に努めたいと考えている。

問 高潮対策については、防潮堤の設置か地盤の底上げ等を予定しているとのことであるが、どのように考えているのか。

答 防潮堤であれば、地域エネルギーセン

ターの周り全体を囲み、地盤の底上げであれば、盛り土において、施設自体をかさ上げすることになるが、今後、検討していく。

「新型コロナウイルスワクチン接種について」

問 未接種の方が減ってきているが、三回目接種が始まると、三回目の方と、一回目の方とが医療機関で同時に接種するということになるのか。

答 今後、三回目接種が始まるが、三回目の方と一回目、二回目の方の接種が医療機関で混在するようになる。ワクチンが無駄にすることなく、希望する方にできるだけ早く接種が出来るよう医療機関と調整していきたいと考えている。



問 三回目の接種は、原則二回目の接種から八カ月ということであるが、事情により、十カ月後や十二カ月後になる方への調整はどうなるのか。

答 追加接種は、二回目接種後八カ月以上の間隔を置いて、ということになっている。その期間を過ぎて接種を希望される場合についても、接種が迅速に行えるよう体制を維持していきたいと考えている。また、市民の皆様には追加接種の必要性などを周知していきたい。

「下水道事業について」

問 経費回収率について、百%を目標としているが、目標を達成した場合、今後は使用料の改定は行わないのか。

答 経費回収率の目標百%以上を達成できたとしても五年毎に使用料の改定の検討を継続していく。

問 生活困窮者等への使用料の減免等は今後考えていくのか。

答 使用料の減免については、今後の課題として認識している。

総務文教常任委員会 (十一月二十六日 開催)

「防災について」

問 土砂災害等のおそれのある区域からの、既存住宅の移転促進について、助成制度等はあるのか。

答 国の制度として示されているものは、住宅金融支援機構融資の内、地すべり等関連住宅融資がある。

また、既存住宅の移転ではないが、市の補助制度として、防護壁の整備工事にかかる助成金要綱を令和三年三月に制定した。

問 マイ避難カードについて、どの様な形態で作成を考えているのか。

答 ハザードマップの裏面にマイ避難カードの掲載をするように考えている。

問 危険ため池はどの様な基準で指定されているのか。

答 現在指定されている危険ため池は、平成三十年の七月豪雨によって、ため池が決壊したことをきっかけとして、

改めて県で点検を行った結果、指定がされたものである。

「学校におけるICTの活用について」

問 教師用デジタル教材の活用頻度はどれくらいか。

答 教科、学年、単元内容等により違いはあるが、約八割の活用であると認識している。

問 ICT機器を使用する際、パソコン等の機器が動かなくなったり破損や故障したことはあるか。

答 アクセスが集中した際に動作が一時的に遅くなる事態が生じたことがあったが、ICT支援員のサポートにより対応できている。また、機器の破損や故障については、今までの活用の中で大きな問題はない。

問 教職員のICTの活用は、どの小中学校も同じレベルに達しているのか。

答 教職員のICT活用については、県教育委員会が活用レベルを示している。研修により各小中学校とも、県の示すレベルに達している。

十二月議会で
決まったこと

【報 告】

◇令和三年度相生市一般会計補正予算について
処分の件報告(第五号)
・相生市事業者経営応援支援金」の支給に伴う予算を専決処分したことを承認しました。

◇令和三年度相生市一般会計補正予算について
処分の件報告(第六号)
・新型コロナウイルスワクチンの追加接種にかかるとを承認しました。

【事件案件】
◇相生市立保育所の指定管理者の指定について
・指定管理者に「社会福祉法人 相生市社会福祉事業団」を選定、指定期間は令和四年四月一日から四年間。

◇相生市立羅漢の里及び相生市立ふるさと交流館の指定管理者の指定について
・指定管理者に「神姫トラストホープ株式会社」を選定、指定期間は令和四年四月一日から五年間。

【条 例】
◇職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
・職務の宣誓の際に對面及び署名を不要とする。

◇相生市税条例等の一部を改正する条例の制定について
・固定資産税及び都市計画税の第一期納期を四月から五月に変更。

◇相生市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
・出産育児一時金の支給額を引き上げるとともに、産科医療補償制度掛金加算後の支給総額を四十二万円に維持。

◇相生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
・下水道使用料の引き上げに伴う、し尿処理手数料の引き上げ。

◇相生市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について
・下水道使用料、農業集落排水等使用料及び戸別合併処理浄化槽使用料の引き上げ。

議会活動状況

< 1 1 月 >

- 1 議会報第143号発行
- 5 西播磨市町議長会(赤穂市)
- 10 全国市議会議長会理事会・評議員会・互助会代議員会(東京都)
- 25 民生建設常任委員会
- 26 総務文教常任委員会
議会運営委員会
- 30 議会運営委員会
本会議 開会

< 1 2 月 >

- 7 本会議 再開
- 8 本会議 再開
- 9 民生建設常任委員会
会派代表者会議
- 10 総務文教常任委員会
- 16 議会運営委員会
本会議 閉会
議員人権研修
議会報編集委員会

< 1 月 >

- 14 議会報編集委員会
- 18 会派代表者会議
- 25 兵庫県市議会議長会理事会(WEB 開催)

☆☆☆議会開催予定☆☆☆

次の定例会は、**2月28日(月)**から、開催する予定です。
本会議及び委員会の日程は、決まり次第、相生市のホームページに掲載します。

問合せ先：議会事務局 ☎23-7122
▶ <http://www.city.aioi.lg.jp/site/gikai/>

令和3年度議会報告会 中止のお知らせ

例年2月上旬に、日ごろの議会活動や取組状況を報告し、ご意見を伺う議会報告会を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症予防及び参加者の安全を第一に考慮した結果、今年度は中止させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【予 算】

◇令和三年度相生市一般会計補正予算(第七号)
◇令和三年度相生市看護専門学校特別会計補正予算

◇令和三年度相生市下水道事業会計補正予算

◇令和三年度相生市一般会計補正予算(第八号)

◇令和三年度相生市一般会計補正予算(第九号)

・補正の主なものは、「子育て世帯臨時特別給付金」の支給事業に伴うシステム修正委託料及び給付金等。

【人 事】

◇各種委員として、次の方々の選任・任命・推せんに同意しました。

公平委員会 委員

相生市緑ヶ丘二丁目 八番二十四号

日谷 聖一 さん

教育委員会 委員

相生市相生三丁目 十番十二号

頭島 恵美 さん

監査委員

姫路市飾磨区山崎 二百九十番地二

林 俊行 さん

人権擁護委員

相生市矢野町真広 六百四十六番地二

野山 忠幸 さん